

平成23年度

水質検査計画



ホマカイ川取水口堰堤

厚岸町水道課

	目 次	ページ
1	水質検査計画とは	1
2	基本方針	1
3	水道事業のあらまし	1
4	水源から蛇口までの状況と留意すべき水質項目	2
	(1) 水源から蛇口までの状況と留意すべき水質項目	2
	(2) 浄水場出口から蛇口までの水質項目	2
5	水源の水質状況と留意すべき水質項目	2
	(1) 河川水の水質及び処理状況	2
	(2) 湧水・深井度の水質状況	2
6	定期的な水質検査水質検査項目	3
	(1) 毎日水質検査	4
	(2) 定期水質基準項目	4
	(3) 水質管理目標設定項目	4
7	臨時の水質検査	4
8	水質検査の方法	4
9	水質検査計画及び検査結果の公表	4
10	水質検査の精度と信頼性に関する事項	4
11	関係者との連絡体制	5
	別表 水質検査項目と頻度(各施設)	6～13
	水質検査基準の説明	14～15
	厚岸町水道施設・区域図	16

平成23年度水質検査計画

1 水質検査計画とは

厚岸町水道課では、お客様に安全でおいしい水を届けるために、飲み水の元となる川などの原水、浄水場で作った水、各家庭の蛇口から出る水など、定期的に水質検査を行っています。

この水質検査を行う『場所』、『項目』、『頻度』を示したものがこの水質検査計画です。

2 基本方針

水道水の水質は、水道法第4条に定められる水質基準と、「水質基準に関する省令」により検査項目と基準が定められています。

平成23年度から変更となった項目として、『トリクロロエチレン』の基準値が0.03mg/l以下から0.01mg/l以下と強化されました。(項目については巻末別表「水質検査項目と頻度」参照)

水質検査は湖南・湖北地区など市街地の上水道はもとより、上尾幌などの簡易水道、トライベツなどの農業用水道についても、同様の検査を行って安全を確認します。

- (1) 水道法で義務付けられている水質基準項目及び水質管理上必要と判断した項目について行います。
- (2) 水質基準項目の検査頻度は原水の種類、検査する項目のこれまでの検出状況を考慮して定めます。
- (3) 水質基準項目は、毎日水質検査及び省略不可項目のうち、自ら出来る項目は厚岸町で実施し、自己検査が出来ない項目は厚生労働省の定めるところによる水道の水質検査登録機関で検査します。



3 水道事業のあらまし

現在、厚岸町の水道給水区域は、厚岸上水道、糸魚沢・上尾幌簡易水道（上尾幌・片無去・太田・大別）、別寒辺牛・トライベツ農業水道となっています。

また、水量不足であった太田・大別地区の給水を強化するため、上尾幌簡易水道の大別地区に新たな水道施設を建設中であり、早ければ平成23年度中に給水を開始する予定です。

厚岸上水道、簡易水道、農業用水道の給水状況は表-1・表-2、主要水道施設概要は表-3のとおりです。

平成20年4月1日から尾幌簡易水道、小島飲料水供給施設は厚岸上水道に含まれました。

表-1 厚岸上水道の給水状況

給水人口	9,882 人	配水量	1,337,992 m ³ /年
給水戸数	5,103 戸	一日平均配水量	3,665 m ³ /日
給水能力	5,210 m ³ /日	一日最大配水量	4,424 m ³ /日

(平成21年度厚岸町水道事業会計決算書)

表-2 簡易水道・農業用水道給水状況

施設名 項目	簡易水道		農業水道	
	上尾幌	糸魚沢	別寒辺牛	トライベツ
給水人口 (人)	718	42	98	46
日平均配水量 (m ³ /日)	940	14	123	83
日最大配水量 (m ³ /日)	1,123	18	152	109

(平成21年度版厚岸町統計書より)

表-3 主要水道施設概要

施設名	水源	処理方法	主な給水地区
厚岸浄水場	河川水	急速ろ過方法	湖南、湖北、床潭及び末広地区、尾幌地区
糸魚沢浄水場	湧水	消毒のみ	糸魚沢地区
上尾幌浄水場	湧水	緩速ろ過方法	上尾幌地区
片無去浄水場	河川水	急速ろ過方法	片無去地区
太田浄水場	河川水	急速ろ過方法	太田地区
大別浄水場	深井戸	消毒のみ	太田、大別地区
別寒辺牛浄水場	深井戸	急速ろ過方法	別寒辺牛、若松地区
トライベツ浄水場	深井戸	消毒のみ	トライベツ地区

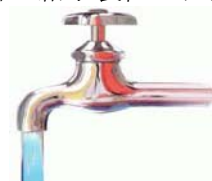
4 水源から蛇口までの状況と留意すべき水質項目

(1) 水源から浄水場までの状況と留意すべき水質項目

厚岸町内の主要水源は河川水（ホマカイ川、オッポロ川）で、その流域は標茶町に及んでおります。また、糸魚沢、上尾幌、トライベツ、別寒辺牛地区は湧水や深井戸を水源としています。水源の水質状況と留意すべき項目は表-4のとおりです。

(2) 浄水場出口から蛇口までの水質項目

浄水場出口から蛇口までの留意すべき項目は、鉄、残留塩素です。一部古い給水装置に由来する鉄サビが原因で赤水、濁りを発生することがあります。



5 水源の水質状況と留意すべき水質項目



(1) 河川水の水質及び処理状況

厚岸、太田、片無去浄水場の水源は河川水ですが、水質汚濁の原因として降雨等に伴う色度・濁度等の自然汚濁と家畜排泄物に由来する有機汚濁があります。通常の浄水処理は、色度・濁度を除去する目的で行います。特に融雪期の原水水質悪化時には酪農地など流域環境の影響をうけ、有機物、臭気、アンモニア性窒素等への対応が必要になることがあります。これらは粉末活性炭処理と中間塩素処理で対応しています。

(2) 湧水・深井戸の水質状況

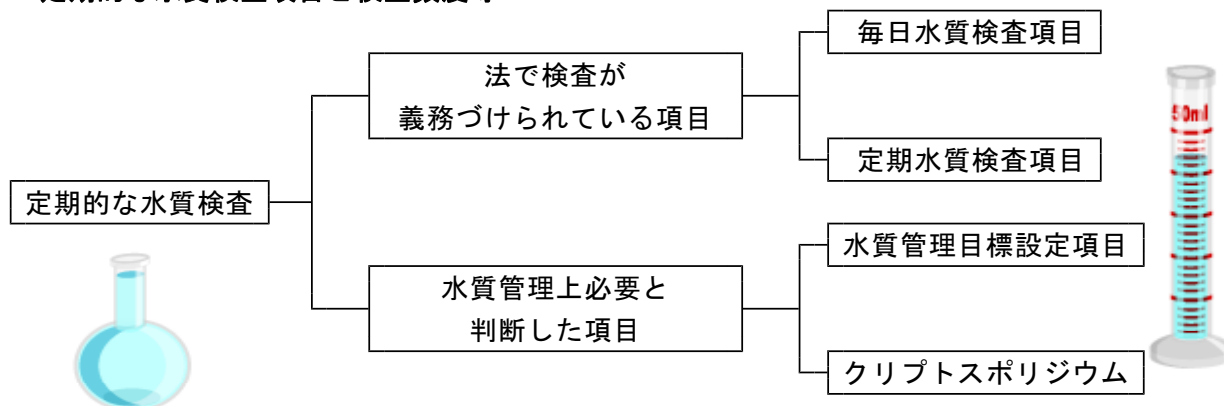
糸魚沢、上尾幌地区の水源は湧水で比較的水質は良質ですが、地質に由来するフッ素等が一時的に検出されることがあります。別寒辺牛浄水場の水源は深井戸で鉄バクテリアが影響し処理対策が必要になることがあります。

表-4 水源の状況と留意すべき水質項目

水源種類	河川水		湧水	地下水
取水状況	別寒辺牛川系旧尾幌川1号支流		自然の湧き水を取水	深さ約30~60mの深井戸により揚水
	ホマカイ川	オッポロ川		
水源の水質状況	※ 家畜排泄物等の影響によりアンモニア性窒素、有機物等の増加が異臭味の原因となる事があります ※ 降雨等により色度・濁度が上昇する事があります 		地質に由来するフッ素等の値が上昇することがあります	地質に由来する鉄の値が上昇することがあります 
留意すべき水質項目	有機物等、異臭味、*トリハロメタン生成、*クリプトスポリジウム等		フッ素等	鉄バクテリア
主な浄水場	厚岸浄水場 太田浄水場	片無去浄水場	糸魚沢浄水場、 上尾幌浄水場	別寒辺牛浄水場、 トライベツ浄水場 大別浄水場

- * トリハロメタン：トリハロメタンは塩素と有機物等が反応して生成される塩素有機化合物で発ガン性が指摘されている物質です。
- * クリプトスポリジウム：人、牛、豚、犬、猫等の腸に寄生し食べ物や水等から経口感染し、水溶性下痢、腹痛、発熱などを引き起こす原虫です。

6 定期的な水質検査項目と検査頻度等



(1) 毎日水質検査

水道法で義務付けられている毎日検査項目（色、濁り、消毒の残留効果）を毎日1回各給水区域の末端の蛇口で検査します。

(2) 定期水質基準項目

水道法で義務付けられている定期水質検査項目を各給水区域の末端の蛇口で検査します（各水道施設の検査状況については、別表の水質検査項目と検査頻度をご覧ください）。

- ① 蛇口で検査する項目の頻度は、項目により異なりますが検査省略出来ない項目は月1回又は塩素等により生成される消毒副生成物（トリハロメタン等）で汚染源が明らかなのは年4回、消毒副生成物等を除く項目で過去3年間における検査結果が基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上の検査回数とします。
- ② 一部の項目は、原水、浄水、給水施設等の周辺状況を充分考慮して過去の基準値の2分の1を超えたことがなく、水源の状況等により原水の水質が大きく変化しないと認められる場合などは、最大3年に1回まで省略が認められています。
- ③ 原水水質については、水質が悪化していると考えられる時期を含んで（消毒副生成物を除く）少なくとも年1回以上全項目の検査を行います。

(3) 水質管理目標設定項目

水質管理目標設定項目は、今後水質管理上留意すべき項目で、将来にわたり水道水の安全を確保するために監視する項目で、厚岸町では水源流域環境状況から特に監視が必要と判断される農薬類のうち使用実績や実施時期を考慮してアトラジン、ダラポン、ジクロベニル、ジウロン、グリホサートの検査を上水道原水で年2回、片無去原水で年1回検査を行います。

(4) クリプトスポリジウム

水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針に基づき、地下水以外を原水としている上水道原水、太田原水、片無去原水、上尾幌原水、糸魚沢原水で年4回検査を行います。

7 臨時の水質検査

- ① 水源水質の著しい悪化や異常があった場合。
- ② 浄水処理過程に異常があった場合。
- ③ 配水管などの大規模な工事や水道施設が著しく汚染された恐れがある場合。

8 水質検査の方法

毎日検査項目、水質検査項目及び水質管理目標項目の検査は、国が定めた検査方法（「水質基準に関する省略の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」等）により行います。

9 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は、毎事業年度前に作成し、厚岸町水道課、湖南地区出張所、厚岸情報館、厚岸町ホームページ等で公表いたします。



10 水質検査の精度と信頼性に関する事項

厚岸町では、自己検査（省略不可項目一部委託）の検査精度の向上のため、計画的な機器整備を進め、検査毎に標準手順書に基づいて精度の高い検査を行い、信頼性の確保に努めます。

11 関係者との連絡体制

厚岸町では、流域機関による別寒辺牛・ホマカイ川流域保全協議会を組織して、水源流域における水質汚染事故防止パトロール、水質検査などを定期的実施して河川水の汚染監視をしています。

別表

水質検査項目と頻度

施設名：厚岸上水道

番号	検査項目	省略可否	水質基準値	過去3年間の最大値	検査頻度				設定理由
					省略不可		1/5以下	1/10以下	
					12回/年	4回/年	1回/1年	1回/3年	
1	一般細菌	×	100 個/ml以下	0 個/ml	◎				省略不可項目
2	大腸菌	×	検出されないこと	不検出	◎				省略不可項目
3	カドミウム及びその化合物	○	0.003 mg/l以下	<0.001 mg/l		○			基準値変更により3月に1回行う
4	水銀及びその化合物	○	0.0005 mg/l以下	<0.00005 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
5	セレン及びその化合物	○	0.01 mg/l以下	<0.001 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
6	鉛及びその化合物	○	0.01 mg/l以下	0.001 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
7	ヒ素及びその化合物	○	0.01 mg/l以下	<0.001 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
8	六価クロム	○	0.05 mg/l以下	<0.001 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
9	シアンイオン及び塩化シアン	×	0.01 mg/l以下	<0.001 mg/l		○			省略不可項目
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	10 mg/l以下	0.9 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
11	フッ素及びその化合物	○	0.8 mg/l以下	<0.08 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
12	ホウ酸及びその化合物	○	1.0 mg/l以下	<0.1 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
13	四塩化炭素	○	0.002 mg/l以下	<0.0002 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
14	1,4-ジオキサン	○	0.05 mg/l以下	<0.005 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
15	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	0.04 mg/l以下	<0.001 mg/l		○			平成21年度より新規項目
16	ジクロロメタン	○	0.02 mg/l以下	0.003 mg/l			○		過去の結果が1/5以下のため
17	テトラクロロエチレン	○	0.01 mg/l以下	<0.001 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
18	トリクロロエチレン	○	0.01 mg/l以下	<0.001 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
19	ベンゼン	○	0.01 mg/l以下	<0.001 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
20	塩素酸	×	0.6 mg/l以下	0.12 mg/l		○			省略不可項目
21	クロロ酢酸	×	0.02 mg/l以下	0.003 mg/l		○			省略不可項目
22	クロロホルム	×	0.06 mg/l以下	0.0199 mg/l		○			省略不可項目
23	ジクロロ酢酸	×	0.04 mg/l以下	0.021 mg/l		○			省略不可項目
24	ジブロモクロロメタン	×	0.1 mg/l以下	0.002 mg/l		○			省略不可項目
25	臭素酸	×	0.01 mg/l以下	<0.001 mg/l		○			省略不可項目
26	総トリハロメタン	×	0.1 mg/l以下	0.029 mg/l		○			省略不可項目
27	トリクロロ酢酸	×	0.2 mg/l以下	0.032 mg/l		○			省略不可項目
28	ブロモジクロロメタン	×	0.03 mg/l以下	0.0077 mg/l		○			省略不可項目
29	ブロモホルム	×	0.09 mg/l以下	<0.001 mg/l		○			省略不可項目
30	ホルムアルデヒド	×	0.08 mg/l以下	<0.008 mg/l		○			省略不可項目
31	亜鉛及びその化合物	○	1.0 mg/l以下	0.03 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
32	アルミニウム及びその化合物	○	0.2 mg/l以下	0.03 mg/l			○		過去の結果が1/5以下のため
33	鉄及びその化合物	○	0.3 mg/l以下	<0.03 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
34	銅及びその化合物	○	1.0 mg/l以下	0.02 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
35	ナトリウム及びその化合物	○	200 mg/l以下	14 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
36	マンガン及びその化合物	○	0.05 mg/l以下	<0.005 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
37	塩化物イオン	×	200 mg/l以下	22.3 mg/l	◎				省略不可項目
38	カルシウム・マグネシウム(硬度)	○	300 mg/l以下	72 mg/l		◎			3月に1回行う
39	蒸発残留物	○	500 mg/l以下	190 mg/l		◎			3月に1回行う
40	陰イオン界面活性剤	○	0.2 mg/l以下	<0.02 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
41	ジェオスミン	○	0.00001 mg/l以下	<0.000001 mg/l			○		藻類の発生時(8月予定)に1回行う
42	2-メチルイソボルネオール	○	0.00001 mg/l以下	<0.000001 mg/l			○		藻類の発生時(8月予定)に1回行う
43	非イオン界面活性剤	○	0.02 mg/l以下	<0.005 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
44	フェノール類	○	0.005 mg/l以下	<0.0005 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
45	有機物等(全有機炭素TOCの量)	×	5 mg/l以下	1.2 mg/l	○				省略不可項目
46	p・H値	×	5.8~8.6	7.0~7.7	◎				省略不可項目
47	味	×	異常でないこと	異常なし	◎				省略不可項目
48	臭気	×	異常でないこと	異常なし	◎				省略不可項目
49	色度	×	5 度未満	1.9 度	◎				省略不可項目
50	濁度	×	2 度未満	<0.1 度未満	◎				省略不可項目

原水については、消毒副生成物(20~30番)を除く39項目を年1回行う。

*1 平成20~22年度の3ヶ年の水質検査データによる。

*2 ◎は厚岸町水道課でも実施している検査項目。

*3 検査回数は最低頻度を示すものであるため、それ以上行うものもある。

別表

水質検査項目と頻度

施設名：糸魚沢簡易水道

番号	検査項目	省略可否	水質基準値	過去3年間の最大値	検査頻度				設定理由
					省略不可		1/5以下	1/10以下	
					12回/年	4回/年	1回/1年	1回/3年	
1	一般細菌	×	100 個/ml以下	1 個/ml	◎				省略不可項目
2	大腸菌	×	検出されないこと	不検出	◎				省略不可項目
3	カドミウム及びその化合物	○	0.003 mg/l以下	<0.001 mg/l		○			基準値変更により3月に1回行う
4	水銀及びその化合物	○	0.0005 mg/l以下	<0.00005 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
5	セレン及びその化合物	○	0.01 mg/l以下	<0.001 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
6	鉛及びその化合物	○	0.01 mg/l以下	0.007 mg/l		○			3月に1回行う
7	ヒ素及びその化合物	○	0.01 mg/l以下	0.0002 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
8	六価クロム	○	0.05 mg/l以下	<0.005 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
9	シアンイオン及び塩化シアン	×	0.01 mg/l以下	<0.001 mg/l		○			省略不可項目
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	10 mg/l以下	0.9 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
11	フッ素及びその化合物	○	0.8 mg/l以下	0.06 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
12	ホウ酸及びその化合物	○	1.0 mg/l以下	<0.1 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
13	四塩化炭素	○	0.002 mg/l以下	<0.0002 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
14	1,4-ジオキサン	○	0.05 mg/l以下	<0.005 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
15	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	0.04 mg/l以下	<0.001 mg/l		○			平成21年度より新規項目
16	ジクロロメタン	○	0.02 mg/l以下	<0.001 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
17	テトラクロロエチレン	○	0.01 mg/l以下	<0.001 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
18	トリクロロエチレン	○	0.01 mg/l以下	<0.001 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
19	ベンゼン	○	0.01 mg/l以下	<0.001 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
20	塩素酸	×	0.4 mg/l以下	<0.06 mg/l		○			省略不可項目
21	クロロ酢酸	×	0.02 mg/l以下	<0.002 mg/l		○			省略不可項目
22	クロロホルム	×	0.06 mg/l以下	0.002 mg/l		○			省略不可項目
23	ジクロロ酢酸	×	0.04 mg/l以下	0.002 mg/l		○			省略不可項目
24	ジブロモクロロメタン	×	0.1 mg/l以下	0.002 mg/l		○			省略不可項目
25	臭素酸	×	0.01 mg/l以下	<0.001 mg/l		○			省略不可項目
26	総トリハロメタン	×	0.1 mg/l以下	0.0038 mg/l		○			省略不可項目
27	トリクロロ酢酸	×	0.2 mg/l以下	<0.02 mg/l		○			省略不可項目
28	ブロモジクロロメタン	×	0.03 mg/l以下	0.002 mg/l		○			省略不可項目
29	ブロモホルム	×	0.09 mg/l以下	0.0003 mg/l		○			省略不可項目
30	ホルムアルデヒド	×	0.08 mg/l以下	<0.008 mg/l		○			省略不可項目
31	亜鉛及びその化合物	○	1.0 mg/l以下	0.08 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
32	アルミニウム及びその化合物	○	0.2 mg/l以下	0.01 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
33	鉄及びその化合物	○	0.3 mg/l以下	0.08 mg/l		○			3月に1回行う
34	銅及びその化合物	○	1.0 mg/l以下	0.31 mg/l		○			3月に1回行う
35	ナトリウム及びその化合物	○	200 mg/l以下	11 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
36	マンガン及びその化合物	○	0.05 mg/l以下	0.002 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
37	塩化物イオン	×	200 mg/l以下	9.4 mg/l	◎				省略不可項目
38	カルシウム・マグネシウム(硬度)	○	300 mg/l以下	57 mg/l		◎			3月に1回行う
39	蒸発残留物	○	500 mg/l以下	128 mg/l		◎			3月に1回行う
40	陰イオン界面活性剤	○	0.2 mg/l以下	<0.02 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
41	ジェオスミン	○	0.00001 mg/l以下	<0.000001 mg/l			○		藻類の発生時(8月予定)に1回行う
42	2-メチルイソボルネオール	○	0.00001 mg/l以下	<0.000001 mg/l			○		藻類の発生時(8月予定)に1回行う
43	非イオン界面活性剤	○	0.02 mg/l以下	<0.005 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
44	フェノール類	○	0.005 mg/l以下	<0.0005 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
45	有機物等(全有機炭素TOCの量)	×	5 mg/l以下	0.6 mg/l	○				省略不可項目
46	p・H値	×	5.8~8.6	7.0~7.3	◎				省略不可項目
47	味	×	異常でないこと	異常なし	◎				省略不可項目
48	臭気	×	異常でないこと	異常なし	◎				省略不可項目
49	色度	×	5 度未満	1.9 度	◎				省略不可項目
50	濁度	×	2 度未満	0.5 度未満	◎				省略不可項目

原水については、消毒副生成物(20~30番)を除く39項目を年1回行う。

*1 平成20~22年度の3ヶ年の水質検査データによる。

*2 ◎は厚岸町水道課でも実施している検査項目。

*3 検査回数は最低頻度を示すものであるため、それ以上行うものもある。

別表

水質検査項目と頻度

施設名：上尾幌簡易水道(上尾幌地区)

番号	検査項目	省略可否	水質基準値	過去3年間の最大値	検査頻度				設定理由
					省略不可		1/5以下	1/10以下	
					12回/年	4回/年	1回/1年	1回/3年	
1	一般細菌	×	100 個/ml以下	0 個/ml	◎				省略不可項目
2	大腸菌	×	検出されないこと	不検出	◎				省略不可項目
3	カドミウム及びその化合物	○	0.003 mg/l以下	<0.001 mg/l		○			基準値変更により3月に1回行う
4	水銀及びその化合物	○	0.0005 mg/l以下	<0.00005 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
5	セレン及びその化合物	○	0.01 mg/l以下	<0.001 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
6	鉛及びその化合物	○	0.01 mg/l以下	0.002 mg/l				○	過去の結果が1/5以下のため
7	ヒ素及びその化合物	○	0.01 mg/l以下	<0.001 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
8	六価クロム	○	0.05 mg/l以下	<0.005 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
9	シアンイオン及び塩化シアン	×	0.01 mg/l以下	<0.001 mg/l		○			省略不可項目
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	10 mg/l以下	0.8 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
11	フッ素及びその化合物	○	0.8 mg/l以下	0.12 mg/l				○	過去の結果が1/5以下のため
12	ホウ酸及びその化合物	○	1.0 mg/l以下	0.2 mg/l				○	過去の結果が1/5以下のため
13	四塩化炭素	○	0.002 mg/l以下	<0.0002 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
14	1,4-ジオキサン	○	0.05 mg/l以下	<0.005 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
15	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	0.04 mg/l以下	<0.001 mg/l		○			平成21年度より新規項目
16	ジクロロメタン	○	0.02 mg/l以下	0.0014 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
17	テトラクロロエチレン	○	0.01 mg/l以下	<0.001 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
18	トリクロロエチレン	○	0.01 mg/l以下	<0.001 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
19	ベンゼン	○	0.01 mg/l以下	<0.001 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
20	塩素酸	×	0.4 mg/l以下	<0.06 mg/l		○			省略不可項目
21	クロロ酢酸	×	0.02 mg/l以下	0.002 mg/l		○			省略不可項目
22	クロロホルム	×	0.06 mg/l以下	0.0198 mg/l		○			省略不可項目
23	ジクロロ酢酸	×	0.04 mg/l以下	0.019 mg/l		○			省略不可項目
24	ジブロモクロロメタン	×	0.1 mg/l以下	0.0012 mg/l		○			省略不可項目
25	臭素酸	×	0.01 mg/l以下	<0.001 mg/l		○			省略不可項目
26	総トリハロメタン	×	0.1 mg/l以下	0.0273 mg/l		○			省略不可項目
27	トリクロロ酢酸	×	0.2 mg/l以下	0.019 mg/l		○			省略不可項目
28	ブロモジクロロメタン	×	0.03 mg/l以下	0.0062 mg/l		○			省略不可項目
29	ブロモホルム	×	0.09 mg/l以下	0.0002 mg/l		○			省略不可項目
30	ホルムアルデヒド	×	0.08 mg/l以下	<0.008 mg/l		○			省略不可項目
31	亜鉛及びその化合物	○	1.0 mg/l以下	<0.01 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
32	アルミニウム及びその化合物	○	0.2 mg/l以下	0.02 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
33	鉄及びその化合物	○	0.3 mg/l以下	0.01 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
34	銅及びその化合物	○	1.0 mg/l以下	0.03 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
35	ナトリウム及びその化合物	○	200 mg/l以下	29 mg/l				○	過去の結果が1/5以下のため
36	マンガン及びその化合物	○	0.05 mg/l以下	<0.005 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
37	塩化物イオン	×	200 mg/l以下	20.8 mg/l	◎				省略不可項目
38	カルシウム・マグネシウム(硬度)	○	300 mg/l以下	63 mg/l		◎			3月に1回行う
39	蒸発残留物	○	500 mg/l以下	162 mg/l		◎			3月に1回行う
40	陰イオン界面活性剤	○	0.2 mg/l以下	<0.02 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
41	ジェオスミン	○	0.00001 mg/l以下	<0.000001 mg/l				○	藻類の発生時(8月予定)に1回行う
42	2-メチルイソボルネオール	○	0.00001 mg/l以下	<0.000001 mg/l				○	藻類の発生時(8月予定)に1回行う
43	非イオン界面活性剤	○	0.02 mg/l以下	<0.005 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
44	フェノール類	○	0.005 mg/l以下	<0.0005 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
45	有機物等(全有機炭素TOCの量)	×	5 mg/l以下	1.3 mg/l	○				省略不可項目
46	p・H値	×	5.8~8.6	7.2-7.4	◎				省略不可項目
47	味	×	異常でないこと	異常なし	◎				省略不可項目
48	臭気	×	異常でないこと	異常なし	◎				省略不可項目
49	色度	×	5 度未満	1.7 度	◎				省略不可項目
50	濁度	×	2 度未満	<0.1 度未満	◎				省略不可項目

原水については、消毒副生成物(20~30番)を除く39項目を年1回行う。

*1 平成20~22年度の3ヶ年の水質検査データによる。

*2 ◎は厚岸町水道課でも実施している検査項目。

*3 検査回数は最低頻度を示すものであるため、それ以上行うものもある。

別表

水質検査項目と頻度

施設名：上尾幌簡易水道(太田地区)

番号	検査項目	省略可否	水質基準値	過去3年間の最大値	検査頻度				設定理由
					省略不可		1/5以下	1/10以下	
					12回/年	4回/年	1回/1年	1回/3年	
1	一般細菌	×	100 個/ml以下	0 個/ml	◎				省略不可項目
2	大腸菌	×	検出されないこと	不検出	◎				省略不可項目
3	カドミウム及びその化合物	○	0.003 mg/l以下	<0.001 mg/l		○			基準値変更により3月に1回行う
4	水銀及びその化合物	○	0.0005 mg/l以下	<0.00005 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
5	セレン及びその化合物	○	0.01 mg/l以下	<0.001 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
6	鉛及びその化合物	○	0.01 mg/l以下	0.001 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
7	ヒ素及びその化合物	○	0.01 mg/l以下	<0.001 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
8	六価クロム	○	0.05 mg/l以下	<0.005 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
9	シアンイオン及び塩化シアン	×	0.01 mg/l以下	<0.001 mg/l		○			省略不可項目
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	10 mg/l以下	0.9 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
11	フッ素及びその化合物	○	0.8 mg/l以下	0.05 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
12	ホウ酸及びその化合物	○	1.0 mg/l以下	0.1 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
13	四塩化炭素	○	0.002 mg/l以下	<0.0002 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
14	1,4-ジオキサン	○	0.05 mg/l以下	<0.005 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
15	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	0.04 mg/l以下	<0.001 mg/l		○			平成21年度より新規項目
16	ジクロロメタン	○	0.02 mg/l以下	<0.001 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
17	テトラクロロエチレン	○	0.01 mg/l以下	<0.001 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
18	トリクロロエチレン	○	0.01 mg/l以下	<0.001 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
19	ベンゼン	○	0.01 mg/l以下	<0.001 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
20	塩素酸	×	0.4 mg/l以下	<0.06 mg/l		○			省略不可項目
21	クロロ酢酸	×	0.02 mg/l以下	0.002 mg/l		○			省略不可項目
22	クロロホルム	×	0.06 mg/l以下	0.0116 mg/l		○			省略不可項目
23	ジクロロ酢酸	×	0.04 mg/l以下	0.04 mg/l		○			省略不可項目
24	ジブロモクロロメタン	×	0.1 mg/l以下	0.0013 mg/l		○			省略不可項目
25	臭素酸	×	0.01 mg/l以下	<0.001 mg/l		○			省略不可項目
26	総トリハロメタン	×	0.1 mg/l以下	0.0177 mg/l		○			省略不可項目
27	トリクロロ酢酸	×	0.2 mg/l以下	0.013 mg/l		○			省略不可項目
28	ブロモジクロロメタン	×	0.03 mg/l以下	0.0048 mg/l		○			省略不可項目
29	ブロモホルム	×	0.09 mg/l以下	0.0001 mg/l		○			省略不可項目
30	ホルムアルデヒド	×	0.08 mg/l以下	<0.008 mg/l		○			省略不可項目
31	亜鉛及びその化合物	○	1.0 mg/l以下	<0.01 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
32	アルミニウム及びその化合物	○	0.2 mg/l以下	0.02 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
33	鉄及びその化合物	○	0.3 mg/l以下	<0.03 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
34	銅及びその化合物	○	1.0 mg/l以下	0.01 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
35	ナトリウム及びその化合物	○	200 mg/l以下	12 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
36	マンガン及びその化合物	○	0.05 mg/l以下	<0.005 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
37	塩化物イオン	×	200 mg/l以下	25.9 mg/l	◎				省略不可項目
38	カルシウム・マグネシウム(硬度)	○	300 mg/l以下	65 mg/l		◎			3月に1回行う
39	蒸発残留物	○	500 mg/l以下	141 mg/l		◎			3月に1回行う
40	陰イオン界面活性剤	○	0.2 mg/l以下	<0.02 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
41	ジェオスミン	○	0.00001 mg/l以下	<0.000001 mg/l			○		藻類の発生時(8月予定)に1回行う
42	2-メチルイソボルネオール	○	0.00001 mg/l以下	<0.000001 mg/l			○		藻類の発生時(8月予定)に1回行う
43	非イオン界面活性剤	○	0.02 mg/l以下	<0.005 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
44	フェノール類	○	0.005 mg/l以下	<0.0005 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
45	有機物等(全有機炭素TOCの量)	×	5 mg/l以下	1.1 mg/l	○				省略不可項目
46	p・H値	×	5.8~8.6	6.9-7.3	◎				省略不可項目
47	味	×	異常でないこと	異常なし	◎				省略不可項目
48	臭気	×	異常でないこと	異常なし	◎				省略不可項目
49	色度	×	5 度未満	1.7 度	◎				省略不可項目
50	濁度	×	2 度未満	<0.1 度未満	◎				省略不可項目

原水については、消毒副生成物(20~30番)を除く39項目を年1回行う。

*1 平成20~22年度の3ヶ年の水質検査データによる。

*2 ◎は厚岸町水道課でも実施している検査項目。

*3 検査回数は最低頻度を示すものであるため、それ以上行うものもある。

別表

水質検査項目と頻度

施設名：上尾幌簡易水道(片無去地区)

番号	検査項目	省略可否	水質基準値	過去3年間の最大値	検査頻度				設定理由
					省略不可		1/5以下	1/10以下	
					12回/年	4回/年	1回/1年	1回/3年	
1	一般細菌	×	100 個/ml以下	0 個/ml	◎				省略不可項目
2	大腸菌	×	検出されないこと	不検出	◎				省略不可項目
3	カドミウム及びその化合物	○	0.003 mg/l以下	<0.001 mg/l		○			基準値変更により3月に1回行う
4	水銀及びその化合物	○	0.0005 mg/l以下	<0.00005 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
5	セレン及びその化合物	○	0.01 mg/l以下	<0.001 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
6	鉛及びその化合物	○	0.01 mg/l以下	0.001 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
7	ヒ素及びその化合物	○	0.01 mg/l以下	<0.001 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
8	六価クロム	○	0.05 mg/l以下	<0.005 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
9	シアンイオン及び塩化シアン	×	0.01 mg/l以下	<0.001 mg/l		○			省略不可項目
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	10 mg/l以下	1.1 mg/l			○		過去の結果が1/5以下のため
11	フッ素及びその化合物	○	0.8 mg/l以下	<0.08 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
12	ホウ酸及びその化合物	○	1.0 mg/l以下	<0.1 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
13	四塩化炭素	○	0.002 mg/l以下	<0.0002 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
14	1,4-ジオキサン	○	0.05 mg/l以下	<0.005 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
15	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	0.04 mg/l以下	<0.001 mg/l		○			平成21年度より新規項目
16	ジクロロメタン	○	0.02 mg/l以下	<0.001 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
17	テトラクロロエチレン	○	0.01 mg/l以下	<0.001 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
18	トリクロロエチレン	○	0.01 mg/l以下	<0.001 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
19	ベンゼン	○	0.01 mg/l以下	<0.001 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
20	塩素酸	×	0.4 mg/l以下	<0.06 mg/l		○			省略不可項目
21	クロロ酢酸	×	0.02 mg/l以下	<0.002 mg/l		○			省略不可項目
22	クロロホルム	×	0.06 mg/l以下	0.0172 mg/l		○			省略不可項目
23	ジクロロ酢酸	×	0.04 mg/l以下	0.019 mg/l		○			省略不可項目
24	ジブロモクロロメタン	×	0.1 mg/l以下	0.0016 mg/l		○			省略不可項目
25	臭素酸	×	0.01 mg/l以下	<0.001 mg/l		○			省略不可項目
26	総トリハロメタン	×	0.1 mg/l以下	0.0231 mg/l		○			省略不可項目
27	トリクロロ酢酸	×	0.2 mg/l以下	0.021 mg/l		○			省略不可項目
28	ブロモジクロロメタン	×	0.03 mg/l以下	0.005 mg/l		○			省略不可項目
29	ブロモホルム	×	0.09 mg/l以下	<0.0001 mg/l		○			省略不可項目
30	ホルムアルデヒド	×	0.08 mg/l以下	<0.008 mg/l		○			省略不可項目
31	亜鉛及びその化合物	○	1.0 mg/l以下	0.02 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
32	アルミニウム及びその化合物	○	0.2 mg/l以下	0.02 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
33	鉄及びその化合物	○	0.3 mg/l以下	<0.03 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
34	銅及びその化合物	○	1.0 mg/l以下	<0.01 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
35	ナトリウム及びその化合物	○	200 mg/l以下	11 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
36	マンガン及びその化合物	○	0.05 mg/l以下	<0.005 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
37	塩化物イオン	×	200 mg/l以下	21.2 mg/l	◎				省略不可項目
38	カルシウム・マグネシウム(硬度)	○	300 mg/l以下	56 mg/l		◎			3月に1回行う
39	蒸発残留物	○	500 mg/l以下	132 mg/l		◎			3月に1回行う
40	陰イオン界面活性剤	○	0.2 mg/l以下	<0.02 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
41	ジェオスミン	○	0.00001 mg/l以下	<0.000001 mg/l			○		藻類の発生時(8月予定)に1回行う
42	2-メチルイソボルネオール	○	0.00001 mg/l以下	<0.000001 mg/l			○		藻類の発生時(8月予定)に1回行う
43	非イオン界面活性剤	○	0.02 mg/l以下	<0.005 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
44	フェノール類	○	0.005 mg/l以下	<0.0005 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
45	有機物等(全有機炭素TOCの量)	×	5 mg/l以下	1.1 mg/l	○				省略不可項目
46	p・H値	×	5.8~8.6	6.9-7.3	◎				省略不可項目
47	味	×	異常でないこと	異常なし	◎				省略不可項目
48	臭気	×	異常でないこと	異常なし	◎				省略不可項目
49	色度	×	5 度未満	2.1 度	◎				省略不可項目
50	濁度	×	2 度未満	<0.1 度未満	◎				省略不可項目

原水については、消毒副生成物(20~30番)を除く39項目を年1回行う。

*1 平成20~22年度の3ヶ年の水質検査データによる。

*2 ◎は厚岸町水道課でも実施している検査項目。

*3 検査回数は最低頻度を示すものであるため、それ以上行うものもある。

別表

水質検査項目と頻度

施設名：上尾幌簡易水道(大別地区)

番号	検査項目	省略可否	水質基準値	過去3年間の最大値	検査頻度				設定理由
					省略不可		1/5以下	1/10以下	
					12回/年	4回/年	1回/1年	1回/3年	
1	一般細菌	×	100 個/ml以下	0 個/ml	◎				省略不可項目
2	大腸菌	×	検出されないこと	不検出	◎				省略不可項目
3	カドミウム及びその化合物	○	0.003 mg/l以下	<0.001 mg/l		○			基準値変更により3月に1回行う
4	水銀及びその化合物	○	0.0005 mg/l以下	<0.00005 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
5	セレン及びその化合物	○	0.01 mg/l以下	<0.001 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
6	鉛及びその化合物	○	0.01 mg/l以下	<0.001 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
7	ヒ素及びその化合物	○	0.01 mg/l以下	<0.001 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
8	六価クロム	○	0.05 mg/l以下	<0.001 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
9	シアンイオン及び塩化シアン	×	0.01 mg/l以下	<0.001 mg/l		○			省略不可項目
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	10 mg/l以下	<0.5 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
11	フッ素及びその化合物	○	0.8 mg/l以下	0.09 mg/l			○		過去の結果が1/5以下のため
12	ホウ酸及びその化合物	○	1.0 mg/l以下	<0.1 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
13	四塩化炭素	○	0.002 mg/l以下	<0.0002 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
14	1,4-ジオキサン	○	0.05 mg/l以下	<0.005 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
15	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	0.04 mg/l以下	<0.001 mg/l		○			平成21年度より新規項目
16	ジクロロメタン	○	0.02 mg/l以下	<0.001 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
17	テトラクロロエチレン	○	0.01 mg/l以下	<0.001 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
18	トリクロロエチレン	○	0.01 mg/l以下	<0.001 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
19	ベンゼン	○	0.01 mg/l以下	<0.001 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
20	塩素酸	×	0.4 mg/l以下	0.12 mg/l		○			省略不可項目
21	クロロ酢酸	×	0.02 mg/l以下	<0.002 mg/l		○			省略不可項目
22	クロロホルム	×	0.06 mg/l以下	0.0009 mg/l		○			省略不可項目
23	ジクロロ酢酸	×	0.04 mg/l以下	<0.004 mg/l		○			省略不可項目
24	ジブロモクロロメタン	×	0.1 mg/l以下	<0.0001 mg/l		○			省略不可項目
25	臭素酸	×	0.01 mg/l以下	<0.001 mg/l		○			省略不可項目
26	総トリハロメタン	×	0.1 mg/l以下	0.0012 mg/l		○			省略不可項目
27	トリクロロ酢酸	×	0.2 mg/l以下	<0.02 mg/l		○			省略不可項目
28	ブロモジクロロメタン	×	0.03 mg/l以下	0.0003 mg/l		○			省略不可項目
29	ブロモホルム	×	0.09 mg/l以下	<0.0001 mg/l		○			省略不可項目
30	ホルムアルデヒド	×	0.08 mg/l以下	<0.008 mg/l		○			省略不可項目
31	亜鉛及びその化合物	○	1.0 mg/l以下	<0.01 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
32	アルミニウム及びその化合物	○	0.2 mg/l以下	<0.02 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
33	鉄及びその化合物	○	0.3 mg/l以下	<0.03 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
34	銅及びその化合物	○	1.0 mg/l以下	<0.01 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
35	ナトリウム及びその化合物	○	200 mg/l以下	7 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
36	マンガン及びその化合物	○	0.05 mg/l以下	0.002 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
37	塩化物イオン	×	200 mg/l以下	4.2 mg/l	◎				省略不可項目
38	カルシウム・マグネシウム(硬度)	○	300 mg/l以下	83 mg/l		◎			3月に1回行う
39	蒸発残留物	○	500 mg/l以下	154 mg/l		◎			3月に1回行う
40	陰イオン界面活性剤	○	0.2 mg/l以下	<0.02 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
41	ジェオスミン	○	0.00001 mg/l以下	<0.000001 mg/l			○		藻類の発生時(8月予定)に1回行う
42	2-メチルイソボルネオール	○	0.00001 mg/l以下	<0.000001 mg/l			○		藻類の発生時(8月予定)に1回行う
43	非イオン界面活性剤	○	0.02 mg/l以下	<0.005 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
44	フェノール類	○	0.005 mg/l以下	<0.0005 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
45	有機物等(全有機炭素TOCの量)	×	5 mg/l以下	0.4 mg/l	○				省略不可項目
46	p・H値	×	5.8~8.6	8.3~8.4	◎				省略不可項目
47	味	×	異常でないこと	異常なし	◎				省略不可項目
48	臭気	×	異常でないこと	異常なし	◎				省略不可項目
49	色度	×	5 度未満	1.2 度	◎				省略不可項目
50	濁度	×	2 度未満	<0.1 度未満	◎				省略不可項目

原水については、消毒副生成物(20~30番)を除く39項目を年1回行う。

*1 平成20~22年度の3ヶ年の水質検査データによる。

*2 ◎は厚岸町水道課でも実施している検査項目。

*3 検査回数は最低頻度を示すものであるため、それ以上行うものもある。

別表

水質検査項目と頻度

施設名：別寒辺牛農業用水道

番号	検査項目	省略可否	水質基準値	過去3年間の最大値	検査頻度				設定理由
					省略不可		1/5以下	1/10以下	
					12回/年	4回/年	1回/1年	1回/3年	
1	一般細菌	×	100 個/ml以下	0 個/ml	◎				省略不可項目
2	大腸菌	×	検出されないこと	不検出	◎				省略不可項目
3	カドミウム及びその化合物	○	0.003 mg/l以下	<0.001 mg/l		○			基準値変更により3月に1回行う
4	水銀及びその化合物	○	0.0005 mg/l以下	<0.00005 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
5	セレン及びその化合物	○	0.01 mg/l以下	<0.001 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
6	鉛及びその化合物	○	0.01 mg/l以下	0.001 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
7	ヒ素及びその化合物	○	0.01 mg/l以下	<0.001 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
8	六価クロム	○	0.05 mg/l以下	<0.001 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
9	シアンイオン及び塩化シアン	×	0.01 mg/l以下	<0.001 mg/l		○			省略不可項目
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	10 mg/l以下	<0.5 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
11	フッ素及びその化合物	○	0.8 mg/l以下	0.08 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
12	ホウ酸及びその化合物	○	1.0 mg/l以下	<0.1 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
13	四塩化炭素	○	0.002 mg/l以下	<0.0001 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
14	1,4-ジオキサン	○	0.05 mg/l以下	<0.005 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
15	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	0.04 mg/l以下	<0.001 mg/l		○			平成21年度より新規項目
16	ジクロロメタン	○	0.02 mg/l以下	<0.001 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
17	テトラクロロエチレン	○	0.01 mg/l以下	<0.001 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
18	トリクロロエチレン	○	0.01 mg/l以下	<0.001 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
19	ベンゼン	○	0.01 mg/l以下	<0.001 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
20	塩素酸	×	0.4 mg/l以下	0.08 mg/l		○			省略不可項目
21	クロロ酢酸	×	0.02 mg/l以下	<0.002 mg/l		○			省略不可項目
22	クロロホルム	×	0.06 mg/l以下	0.0019 mg/l		○			省略不可項目
23	ジクロロ酢酸	×	0.04 mg/l以下	0.003 mg/l		○			省略不可項目
24	ジブロモクロロメタン	×	0.1 mg/l以下	0.0014 mg/l		○			省略不可項目
25	臭素酸	×	0.01 mg/l以下	<0.001 mg/l		○			省略不可項目
26	総トリハロメタン	×	0.1 mg/l以下	0.0053 mg/l		○			省略不可項目
27	トリクロロ酢酸	×	0.2 mg/l以下	<0.02 mg/l		○			省略不可項目
28	ブロモジクロロメタン	×	0.03 mg/l以下	0.002 mg/l		○			省略不可項目
29	ブロモホルム	×	0.09 mg/l以下	0.0002 mg/l		○			省略不可項目
30	ホルムアルデヒド	×	0.08 mg/l以下	<0.008 mg/l		○			省略不可項目
31	亜鉛及びその化合物	○	1.0 mg/l以下	<0.01 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
32	アルミニウム及びその化合物	○	0.2 mg/l以下	0.1 mg/l		○			3月に1回行う
33	鉄及びその化合物	○	0.3 mg/l以下	0.01 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
34	銅及びその化合物	○	1.0 mg/l以下	<0.01 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
35	ナトリウム及びその化合物	○	200 mg/l以下	9 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
36	マンガン及びその化合物	○	0.05 mg/l以下	0.005 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
37	塩化物イオン	×	200 mg/l以下	10.6 mg/l	◎				省略不可項目
38	カルシウム・マグネシウム(硬度)	○	300 mg/l以下	120 mg/l	◎				3月に1回行う
39	蒸発残留物	○	500 mg/l以下	180 mg/l	◎				3月に1回行う
40	陰イオン界面活性剤	○	0.2 mg/l以下	<0.02 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
41	ジェオスミン	○	0.00001 mg/l以下	<0.000001 mg/l			○		藻類の発生時(8月予定)に1回行う
42	2-メチルイソボルネオール	○	0.00001 mg/l以下	<0.000001 mg/l			○		藻類の発生時(8月予定)に1回行う
43	非イオン界面活性剤	○	0.02 mg/l以下	<0.005 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
44	フェノール類	○	0.005 mg/l以下	<0.0005 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
45	有機物等(全有機炭素TOCの量)	×	5 mg/l以下	<0.5 mg/l	○				省略不可項目
46	p・H値	×	5.8~8.6	7.7-7.8	◎				省略不可項目
47	味	×	異常でないこと	異常なし	◎				省略不可項目
48	臭気	×	異常でないこと	異常なし	◎				省略不可項目
49	色度	×	5 度未満	2.5 度	◎				省略不可項目
50	濁度	×	2 度未満	<0.1 度未満	◎				省略不可項目

原水については、消毒副生成物(20~30番)を除く39項目を年1回行う。

*1 平成20~22年度の3ヶ年の水質検査データによる。

*2 ◎は厚岸町水道課でも実施している検査項目。

*3 検査回数は最低頻度を示すものであるため、それ以上行うものもある。

別表

水質検査項目と頻度

施設名：トライブリ農業用水道

番号	検査項目	省略可否	水質基準値	過去3年間の最大値	検査頻度				設定理由
					省略不可		1/5以下	1/10以下	
					12回/年	4回/年	1回/1年	1回/3年	
1	一般細菌	×	100 個/ml以下	0 個/ml	◎				省略不可項目
2	大腸菌	×	検出されないこと	不検出	◎				省略不可項目
3	カドミウム及びその化合物	○	0.003 mg/l以下	<0.001 mg/l		○			基準値変更により3月に1回行う
4	水銀及びその化合物	○	0.0005 mg/l以下	<0.00005 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
5	セレン及びその化合物	○	0.01 mg/l以下	<0.001 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
6	鉛及びその化合物	○	0.01 mg/l以下	<0.001 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
7	ヒ素及びその化合物	○	0.01 mg/l以下	<0.001 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
8	六価クロム	○	0.05 mg/l以下	<0.001 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
9	シアンイオン及び塩化シアン	×	0.01 mg/l以下	<0.001 mg/l		○			省略不可項目
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	10 mg/l以下	<0.5 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
11	フッ素及びその化合物	○	0.8 mg/l以下	0.1 mg/l			○		過去の結果が1/5以下のため
12	ホウ酸及びその化合物	○	1.0 mg/l以下	0.05 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
13	四塩化炭素	○	0.002 mg/l以下	<0.0001 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
14	1,4-ジオキサン	○	0.05 mg/l以下	<0.005 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
15	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	0.04 mg/l以下	<0.001 mg/l		○			平成21年度より新規項目
16	ジクロロメタン	○	0.02 mg/l以下	<0.001 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
17	テトラクロロエチレン	○	0.01 mg/l以下	<0.001 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
18	トリクロロエチレン	○	0.01 mg/l以下	<0.001 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
19	ベンゼン	○	0.01 mg/l以下	<0.001 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
20	塩素酸	×	0.4 mg/l以下	<0.06 mg/l		○			省略不可項目
21	クロロ酢酸	×	0.02 mg/l以下	<0.002 mg/l		○			省略不可項目
22	クロロホルム	×	0.06 mg/l以下	0.0039 mg/l		○			省略不可項目
23	ジクロロ酢酸	×	0.04 mg/l以下	0.004 mg/l		○			省略不可項目
24	ジブロモクロロメタン	×	0.1 mg/l以下	0.0015 mg/l		○			省略不可項目
25	臭素酸	×	0.01 mg/l以下	<0.001 mg/l		○			省略不可項目
26	総トリハロメタン	×	0.1 mg/l以下	0.0082 mg/l		○			省略不可項目
27	トリクロロ酢酸	×	0.2 mg/l以下	0.002 mg/l		○			省略不可項目
28	ブロモジクロロメタン	×	0.03 mg/l以下	0.0028 mg/l		○			省略不可項目
29	ブロモホルム	×	0.09 mg/l以下	0.0002 mg/l		○			省略不可項目
30	ホルムアルデヒド	×	0.08 mg/l以下	<0.008 mg/l		○			省略不可項目
31	亜鉛及びその化合物	○	1.0 mg/l以下	<0.01 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
32	アルミニウム及びその化合物	○	0.2 mg/l以下	<0.01 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
33	鉄及びその化合物	○	0.3 mg/l以下	<0.03 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
34	銅及びその化合物	○	1.0 mg/l以下	<0.01 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
35	ナトリウム及びその化合物	○	200 mg/l以下	14 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
36	マンガン及びその化合物	○	0.05 mg/l以下	<0.005 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
37	塩化物イオン	×	200 mg/l以下	6.1 mg/l	◎				省略不可項目
38	カルシウム・マグネシウム(硬度)	○	300 mg/l以下	72 mg/l		◎			3月に1回行う
39	蒸発残留物	○	500 mg/l以下	148 mg/l		◎			3月に1回行う
40	陰イオン界面活性剤	○	0.2 mg/l以下	<0.02 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
41	ジェオスミン	○	0.00001 mg/l以下	<0.000001 mg/l			○		藻類の発生時(8月予定)に1回行う
42	2-メチルイソボルネオール	○	0.00001 mg/l以下	<0.000001 mg/l			○		藻類の発生時(8月予定)に1回行う
43	非イオン界面活性剤	○	0.02 mg/l以下	<0.005 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
44	フェノール類	○	0.005 mg/l以下	<0.0005 mg/l				○	過去の結果が1/10以下のため
45	有機物等(全有機炭素TOCの量)	×	5 mg/l以下	0.4 mg/l	○				省略不可項目
46	p・H値	×	5.8~8.6	8.1~8.2	◎				省略不可項目
47	味	×	異常でないこと	異常なし	◎				省略不可項目
48	臭気	×	異常でないこと	異常なし	◎				省略不可項目
49	色度	×	5 度未満	<0.5 度	◎				省略不可項目
50	濁度	×	2 度未満	0.1 度未満	◎				省略不可項目

原水については、消毒副生成物(20~30番)を除く39項目を年1回行う。

*1 平成20~22年度の3ヶ年の水質検査データによる。

*2 ◎は厚岸町水道課でも実施している検査項目。

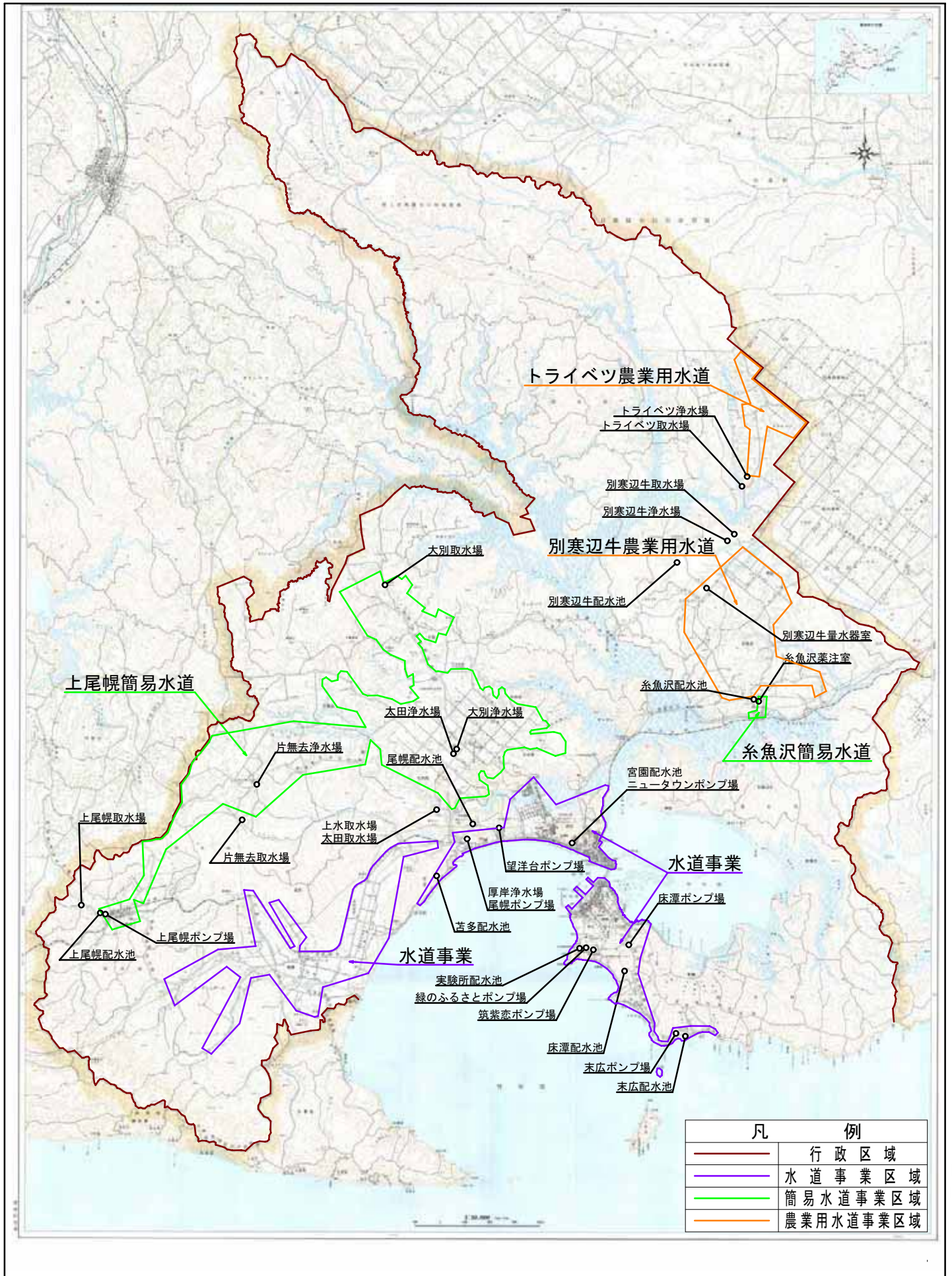
*3 検査回数は最低頻度を示すものであるため、それ以上行うものもある。

水質基準項目の説明

区分	番号	項目	基準値 (mg/l)	説明理由			
病原の指標	1	一般細菌	100 個/ml 以下	一般細菌は汚染された水質に多く存在する傾向にあり増加した場合は、し尿、下水、排水等に汚染された疑いがあります。一般的には塩素消毒で殆どの菌が死滅します。			
	2	大腸菌	検出されないこと	水系感染症の主な病原菌は人、家畜、鳥類の糞便に由来します。大腸菌が検出された場合は、病原性物に汚染されている疑いがあります。一般的には塩素消毒で殆どの菌が死滅します。			
無物質・重金属類	3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	蓄積性の有害物質で長期に渡り摂取すると腎機能障害や骨障害をもたらすイタイ・イタイ病の原因物質として知られています。自然界に広く分布し、鉱山、工場排水の混入等の原因があります。			
	4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	蓄積性の有害物質で急性中毒の場合は、口内炎、下痢、腎障害、慢性中毒では、貧血、白血球減少、手、足の知覚喪失。水俣病は有機水銀であるメチル水銀が原因で発生しました。自然界では殆ど検出されません。			
	5	セレン及びその化合物	0.01 以下	金属セレンは毒性が少ないが、化合物には猛毒のものが多く、粘膜に刺激を与え、胃腸障害、肺炎などの症状をおこします。鉱山、工場排水等の混入することがあります。			
	6	鉛及びその化合物	0.01 以下	神経系の障害や貧血、頭痛、食欲不振などの中毒症状を起こすことが知られ昔から水道管に使用されています。最近では水道管からの溶出が問題になっています。			
	7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	蓄積性があり、感覚異常や皮膚の角化、末梢神経症を引き起こします。ヒ素による被害は森永ヒ素ミルク事件などが知られています。農薬、殺虫剤、薬品、除草剤混入等があります。			
	8	六価クロム及びその化合物	0.05 以下	六価クロムは毒性が強く、多量に摂取した場合は、嘔吐、下痢、尿毒症、などの症状を引き起こします。鉱山、工場排水の混入による汚染等があります。			
	9	シアン化イオン及び塩化シアン	0.01 以下	強い毒性があり、口から摂取すると粘膜から急速に吸収され、頭痛、吐き気、痙攣等を起こします。シアン化カリウムは青酸カリとして知られています。自然界では殆ど検出されませんが、メッキ工場等の排水に含まれます。			
	10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	窒素飼料、腐敗した動植物、生活排水などに含まれる。窒素化合物が水や土の中で変化してこの物質になります。高濃度に含まれると幼児にメトヘモグロビン血症（チアノーゼ）を起こすことがあります。基準値は2つの合計値です。			
	11	フッ素及びその化合物	0.8 以下	温泉地帯の地下水や河川水に多く含まれることがあります。適量摂取は虫歯の予防効果があるとされていますが、高濃度に含まれると斑状歯の原因となります。			
	12	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	中毒症状は、下痢、嘔吐などを引き起こします。なじみの物としてホウ酸があります。ホウ酸は刺激が少なく消毒剤として使用されてきましたが、傷のある皮膚や粘膜などから速やかに吸収され中毒症状をおこします。現在では、目の洗浄や消毒のみに使用されています。そのほか工場排水の混入による汚染があります。			
区分	番号	項目	基準値 (mg/l)	番号	項目	基準値 (mg/l)	説明
一般有機化学物質	13	四塩化炭素	0.002 以下	16	ジクロロメタン	0.02 以下	化学合成原料、塗料、金属の脱脂剤、溶剤、ドライクリーニング等に使用されていて、地下水を汚染する物質で、発ガン性があることが知られています。
	14	1,4-ジオキサン	0.05 以下	17	テトラクロロエチレン	0.01 以下	
	15	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	18	トリクロロエチレン	0.01 以下	
19				ベンゼン	0.01 以下		
消毒副生成物	20	塩素酸	0.6 以下	26	総トリハロメタン	0.1 以下	有機物質の一部と消毒剤の塩素が反応して生成される副生成物です。クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン、プロモホルムはトリハロメタンと呼ばれ発ガン性があることが知られています。
	21	クロロ酢酸	0.02 以下	27	トリクロロ酢酸	0.2 以下	
	22	クロロホルム	0.06 以下	28	プロモジクロロメタン	0.03 以下	
	23	ジクロロ酢酸	0.04 以下	29	プロモホルム	0.09 以下	
	24	ジブロモクロロメタン	0.1 以下	30	ホルムアルデヒド	0.08 以下	
	25	臭素酸	0.01 以下				
色	31	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	水道管の亜鉛メッキ鋼管から溶け出すことがあります。高濃度に含まれると白く濁ります。他に鉱山、工場排水混入があります。			
	32	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	原水の処理過程で使用する凝集剤に含まれます。高濃度に含まれると白く濁る原因となります。自然界には土壌、水、動植物などに化合物の形で含まれます。浄水場では凝集剤（ポリ塩化アルミニウム）に含まれます。			
味	33	鉄及びその化合物	0.3 未満	水道管の鉄管から溶け出すことがあります。高濃度に含まれると異臭味や赤水となり洗濯物や水道施設を着色する原因になります。			

区分	番号	項目	基準値 (mg/l)	説明理由
色・味	34	銅及びその化合物	1.0 以下	給水装置などに使用される銅管などから溶け出すことがあります。高濃度に含まれると洗濯物や水道施設を着色する原因となります。
	35	ナトリウム及びその化合物	200 以下	過剰に摂取すると高血圧等が懸念されます。基準値を超えると水の味に影響するようになります。自然界に広く分布。水道では次亜塩素酸ナトリウムに含まれ塩素消毒に使用されています。
	36	マンガン及びその化合物	0.05 以下	基準値を超えると黒く濁る原因となります。水道管の壁に付着し、剝離して流出すると黒い水の原因となります。主に地質に起因し河川では低層水の溶存酸素が不足すると溶出してくることがあり着色の原因となる。
	37	塩化物イオン	200 以下	基準値を超えると塩味を感じるようになります。また金属を腐食させる原因で自然水中に普通に含まれます。水道水の塩素イオンはポリ塩化アルミニウムや消毒剤の使用によって増加します。
	38	カルシウム・マグネシウム等 (硬度)	300 以下	硬度とは、カルシウム・マグネシウムの合計量で、硬度が高いと石鹸の泡立ちが悪くなり、胃腸を害して下痢を起こす場合があります。味は硬度が高いと口に残るような味がし、低すぎると淡泊でコクのない味がします。
	39	蒸発残留物	500 以下	水をそのまま蒸発させたときに残る物質の総量で、その成分は主にカルシウム、マグネシウム、ナトリウムなどの無機塩類や有機物です。残留物が多いと苦みや渋い味がします。適度に含まれるとまろやかな味になります。
発泡	40	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	生活排水や工場排水などの混入に由来し、高濃度に含まれると泡立ちの原因になります。
臭気	41	ジオスミン	0.00001 以下	異臭味の原因物質で、藻類の仲間により作られカビ臭を発生させます。ダム等を水源とした停滞水で発生しやすい。
	42	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下	異臭味の原因物質で、藻類の仲間により作られカビ臭を発生させます。ダム等を水源とした停滞水で発生しやすい。
発泡	43	非イオン界面活性剤	0.02 以下	生活排水や工場排水などの混入に由来し、高濃度に含まれると泡立ちの原因になります。自然環境中には存在せず、微生物が分解することは困難で石鹸、洗剤、可溶化剤などに使用。
臭気	44	フェノール類	0.005 以下	この物質が含まれる原水を塩素処理すると、クロロフェノールが生成され水に異臭味を与える事があります。自然界には存在しませんが、工場排水、防錆、防腐剤混入があります。
味	45	有機物 (全有機炭素の量)	5 以下	水中に存在する有機物中の有機炭素または全有機炭素 (TOC) をいい、水中の有機物濃度を推定指標として用いられます。下水、し尿、汚水等を多く含む水の混入、汚染プランクトン類の繁殖の疑い。
基礎的性状	46	P・H 値	5.8~8.6	水の酸性やアルカリ性の程度を表す指標で、7 が中性。7 より小さい程酸性が強くなり、7 より大きい程アルカリ性が強くなります。地下水は二酸化炭素が多く含まれているので微酸性の事が多く、配管やポンプが錆やすい。
	47	味	異常でないこと	水の味は、地質、化学薬品、家畜排泄物等の混入や藻類等の微生物の繁殖によるものその他配管の腐食などに起因することがある。
	48	臭気	異常でないこと	水の臭気は藻類等や放線菌等によるカビ臭物質、フェノール、家畜排泄物などの有機物が原因です。水の塩素処理によるカルキ臭、水道管の内面塗装剤に由来することがあります。
	49	色度	5 度以下	水の色の程度を数値で示すもの。色の原因は、主にフミン質と呼ばれる植物等が微生物により分解された高分子の有機化合物、鉄、マンガン等の金属類です。赤水は鉄、黒水はマンガン、青水は銅が主なる原因です。
	50	濁度	2 度以下	水の濁りの程度を数値で示すもの。濁りの原因は、主に管内の錆や堆積物が流出した微粒子で、粘土性物質、鉄錆、有機物等です。給水栓水の濁りは給・配水施設や管の異常を示します。
(備考)				

厚岸町水道施設・区域図



発行・問い合わせ先

厚岸町役場水道課水道施設係

〒088-1192

厚岸郡厚岸町真栄3丁目1番地

TEL 0153-52-3131 (内線175・176・185)

FAX 0153-52-4284

E-mail: aks_suidou@pop2.marimo.or.jp